

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	児童福祉法による障がい児通所給付費等の支給決定事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊後大野市は、児童福祉法による障がい児通所給付費等の支給決定事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために法令を遵守するとともに、適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

豊後大野市長

## 公表日

平成30年4月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	8 児童福祉法による障がい児通所給付費等の支給に関する事務
②事務の概要	児童福祉法等に基づき、障がい児への支援を行っている。 具体的な手続き及びその使用するシステムは、 ① 障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給申請の受理並びに給付決定及び通知 ア、イ、ウ、エ ② 肢体不自由児通所医療費の支給 ア、ウ、エ ③ 障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給申請の受理及び支給 ア、ウ、エ ④ 障害福祉サービスの提供 ア、ウ、エ ⑤ 高額障害児通所給付費の支給申請の受理並びに支給決定及び支給 ア、ウ、エ、オ ⑥ 費用の徴収 ア、イ、ウ、エ ⑦ 障害児通所給付決定の変更申請の受理並びに変更及び通知 ア、ウ、エ ※エクセルファイルについては、特定個人番号を使用しない。
③システムの名称	(ア)総合福祉システムWEL+、(イ)Acrocity行政基本、(ウ)MICJET番号連携サーバー、(エ)中間サーバー、(オ)エクセル
2. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉サービス支給管理台帳ファイル、心身障害者台帳情報ファイル、中間サーバーファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	1: 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の8、11、16、56の2及び116の項 2: 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の10、11、12及び16の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	社会福祉課
②所属長	社会福祉課長 金山 英三
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課法規係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	社会福祉課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

